

<答申番号及び事件名>

① 平成 23 年度答申第 1 号：

「原子力発電検査基盤整備事業」の一部利用決定に関する件
(対：平成 23 年度諮問第 1 号)

② 平成 23 年度答申第 2 号：

「原子力発電施設等安全性実証解析」の一部利用決定に関する件
(対：平成 23 年度諮問第 2 号)

③ 平成 23 年度答申第 3 号：

火力原子力発電技術協会の事業報告書等の一部利用決定に関する件
(対：平成 23 年度諮問第 3 号)

<諮問庁>

独立行政法人国立公文書館

<諮問日>

平成 23 年 11 月 15 日

<答申書の交付日>

平成 24 年 3 月 9 日

答 申 書

第 1 委員会の結論

次に掲げる文書 1 ないし文書 3 (以下、併せて「本件対象文書」という。)につき、その一部の利用を制限するとした決定は、理由の付記に不備がある不適法なものであるので、これを取り消すべきである。

なお、改めて行う利用決定においては、別紙に掲げる部分は、利用に供することとすることが相当である。

文書 1：「予算執行 原子力発電検査基盤整備事業 平成 15 年度上期」

文書 2：「原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) 平成 13 年度」

文書 3：「火力原子力発電技術協会 (事業報告書及び収支決算書) 平成 12 年度」

第 2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

公文書等の管理に関する法律 (以下「法」という。) 第 16 条第 1 項の規定に基づく特定歴史公文書等の利用請求に対し、独立行政法人国立公文書館 (以下「処分庁」又は「諮問庁」という。) が平成 23 年 8 月 18 日付け国公利第 20077 号により行った一部利用決定 (以下「原処分」という。) につい

て、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書

原処分において利用制限をする理由は、いずれも「法第 16 条第 1 号ロ」の記載があったが、以下のことから、原処分には理由がない。

- ① 処分庁は、法人に関する情報に該当することを理由に利用制限をするとしているが、同号に該当する理由と利用制限をするとしている情報の性質が不明であり、理由がない。

処分庁の理由説明書を見た上で、具体的な主張を行う。

- ② 原処分において利用制限をする理由は、単なる法の条文番号を提示したに過ぎず、具体的な理由を付記していない。

行政手続法の趣旨に照らせば、利用制限等の不利益な処分を行う際は、利用制限をする理由を具体的に提示すべきところ、処分庁はそれを実施していない。原処分の理由付記は極めて不十分であり、原処分そのものが不適當である。

(2) 意見書

ア 利用決定通知書の理由付記について

諮問庁は、原処分の利用決定通知書の理由付記に不十分な部分があったため、平成 23 年 11 月 1 日付け国公利第 20077 号-2 で変更の利用決定を行い、「利用制限の記述漏れの補正を行った」としている。

しかしながら、平成 23 年 8 月 18 日付け原処分の理由付記は、行政手続法に違反した不適法なものであるのだから、それを明確にするため、原処分を取り消した上で、決定変更を行うべきものである。にもかかわらず、「記述漏れ」であるとして、決定通知書の「補正」を行ったとする対応は、不適法である。

したがって、原処分は無効であり、理由付記について改めるのであれば、原処分を取り消した上で、理由付記を改めるべきである。

イ 利用制限をする情報とその制限事由について

(ア) 独立行政法人の職員の氏名

独立行政法人原子力安全基盤機構の職員の氏名が利用制限対象となっているが、当該職員は民間人ではなく公務員に準ずるものとして扱われるべきであるから、利用制限情報には当たらない。

(イ) 財団法人の口座番号

財団法人の口座番号は、当該財団法人が行政機関に限らず支払いを

受けるために通常に提供しているもののはずであり、利用させることによる法人の正当な利益の侵害はない。

(ウ) 財団法人及び社団法人の印影

法人の印影は、法人等の印鑑として法務局に登録されているような公証力のあるものでなければ、利用させても法人の正当な利益を侵害しない。

(エ) 公務員の等級

文書3は平成12年度のものであり、等級が公になっても、時の経過を考慮すれば、もはや個人の権利侵害性は低いものといえるため、利用制限事由に当たらない。

(オ) 試験委員（公務員）の最終学歴及び職歴

試験委員の最終学歴及び職歴は、試験委員としてふさわしいものであるかどうかを判断するために不可欠であり、公務員の職務に関連する情報であって、利用制限事由に当たらない。

(カ) 社団法人会長の最終学歴及び職歴

社団法人火力原子力発電技術協会会長の最終学歴及び職歴は、公益的な法人の長の信頼性、適正性を示すものとして、公にすることが予定されている情報に該当し、利用制限事由に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての対象となった利用決定の概要

(1) 利用請求のあった次に掲げる特定歴史公文書等は、いずれも平成20年度に経済産業省から歴史公文書等として移管されたものである。

ア 文書1：「予算執行 原子力発電検査基盤整備事業 平成15年度上半期」（請求番号：分館06-059-00平20経産00253100）

経済産業省原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）が、独立行政法人原子力安全基盤機構及び財団法人原子力発電技術機構等に委託して実施した原子力発電検査基盤整備事業（事業者が実施すべき保安活動など、リスク評価・パフォーマンス評価に関する調査、運転管理情報の分析・評価）の平成15年度上半期の予算執行に係る行政文書であり、委託法人との契約書、委託金確定通知、委託金精算払請求・支出依頼書、会計実地検査調書、決算見込額調書、各種実績報告書等が含まれている。

決算見込額調書の作成に係る事務連絡に民間人の氏名やメールアドレス、電話番号が記録されており、委託金精算払請求書や実績報告書には法人の印影や口座番号の記載がある。

イ 文書 2 : 「原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) 平成 13 年度」 (請求番号 : 分館 06-061-00 平 20 経産 02275100)

保安院が財団法人原子力発電技術機構に委託して実施した、平成 13 年度の原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) 事業についての委託契約書、確認書、委託金概算・精算払請求書、実績報告書等をつづったものであり、当該法人の印影や口座番号、民間人の氏名等が記載されている。

ウ 文書 3 : 「火力原子力発電技術協会 (事業報告書及び収支決算書) 平成 12 年度」 (請求番号 : 分館 06-061-00 平 20 経産 02276100)

保安院が、社団法人火力原子力発電技術協会を認定機関として実施した平成 12 年度の原子力発電所運転責任者資格認定事業の実績報告書と収支決算報告書等をつづったものであり、各種規程や試験要領、検討会の会議資料、講習及び口答試験の結果報告書、講師派遣依頼書、運転責任者功労賞受賞者名簿等が含まれている。

試験結果報告書には民間人の氏名のほか、試験成績や住所が、講師派遣依頼書には当該法人の印影、講師の俸給や本籍情報、経歴・学歴が、功労賞受賞者名簿には民間人の氏名や本籍情報、経歴・学歴が記載されている。

なお、当該社団法人に対する「原子力発電所運転責任者の資格認定の業務を行う機関」としての経済産業大臣の指定は、平成 13 年 8 月 30 日をもって廃止されている。

本件は、一部の情報について利用制限をする旨の一部利用決定に対して、利用制限を取り消すことを求める旨の異議申立てがなされたものである。

(2) 理由の付記について

本件異議申立てに係る利用決定については、利用決定通知書の理由付記に不十分な部分があったので、平成 23 年 11 月 1 日付国公利第 20077 号-2 で変更の利用決定 (以下「変更決定」という。) を行い、改めて処分理由付記及び個人情報についての利用制限の記述漏れの補正を行った上で、利用請求者である異議申立人に対し通知した。

付記した理由は以下のとおりである。

ア 文書 1 : 一部の利用を認める

(理由)

法第 16 条第 1 項第 1 号イ (民間人の氏名等は、特定の個人を識別することができるため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため) 及びロ (法人の印影及び口座番号は、法人等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれ

があるため)

イ 文書2：一部の利用を認める

(理由)

法第16条第1項第1号イ(民間人の氏名等は、特定の個人を識別することができるため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため)及びロ(法人の印影及び口座番号は、法人等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるため)

ウ 文書3：一部の利用を認める

(理由)

法第16条第1項第1号イ(民間人の氏名等は、特定の個人を識別することができるため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため)及びロ(法人の印影は、法人等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるため)

(注) 下線部分は追記した部分

2 利用制限をする情報とその制限理由

原処分において利用を制限することとした文書の件名(箇所)とその理由は、別表のとおりである。

本件異議申立てに係る個人情報、非現用文書となった現在においても、容易に個人を識別することができる情報であり、また、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報にも当たらない。

また、法人情報についても、現に存在するか、あるいは事業を承継した法人が存在する法人についての情報であり、公にすることにより、印影や口座番号は、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

上記の理由から、当該個人又は法人の権利利益を侵害するおそれがあるため、本件異議申立てに係る情報について、利用制限をすることが妥当である。

第4 委員会における調査審議の経過

当委員会では、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成23年11月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月7日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同月14日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 平成24年1月11日 審議

- ⑥ 同年 2 月 1 日 諮問庁職員から口頭説明を聴取、諮問第 1 号ないし第 3 号の併合及び審議
- ⑦ 同年 3 月 7 日 審議及び答申の決定

第 5 委員会判断の理由

1 本件諮問について

本件異議申立て（平成 23 年 10 月 18 日受付）は、本件対象文書の利用請求に係る原処分（平成 23 年 8 月 18 日通知）について行われたものであるが、諮問庁は、異議申立て受付後、理由付記の不備を補正する決定（変更決定）を行い、異議申立人に通知をしていることが認められる（平成 23 年 11 月 1 日通知。第 3 の 1（2）参照。）。

当委員会において口頭説明を聴取した際に諮問庁に確認したところ、諮問庁においては、上記変更決定は異議申立ての過程において原処分の理由を補充したものであり、異議申立ての対象は原処分と認識しているとのことであった。当委員会も、本件諮問の対象は、平成 23 年 8 月 18 日付け原処分に対する異議申立てととらえるべきものとする。

異議申立人は、原処分について、理由付記の不備を理由として取り消すべきであると主張しているため、まずはこの点について検討する。

2 理由の付記について

一般に、行政庁の行う処分に係る理由付記の制度は、処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせることで不服の申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであり、付記すべき理由をどの程度記載しなければならないかは、処分の性質と各法律の規定の趣旨、目的に照らしてこれを決定すべきであるとされている。

法第 16 条に基づく特定歴史公文書等の利用請求に対し、その全部又は一部の利用を制限する決定は、行政手続法第 8 条の申請に対する処分に該当し、当該決定の際には利用を制限する理由を提示することが求められる。

法は、公文書等が国民共有の知的資源であって、国民が主体的に利用し得るものであるとして、特定歴史公文書等に対する利用請求権を設定している。このような法の趣旨を踏まえれば、その利用請求に対し全部又は一部の利用を制限する旨の決定に係る利用決定通知書に付記すべき理由は、利用請求者において、利用の制限をされる部分（当該部分に記載された情報）が法第 16 条第 1 項各号の利用制限事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、当該特定歴史公文書等の種類、性質等とあいまって利用請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、単に利用制限をする根拠規定を示すだけでは、十分とは言えない。

当委員会において原処分の利用決定通知書を確認したところ、利用制限をする根拠となる条項が記載されているだけで、どのような情報がどのように当該根拠となる条項に該当するか等の具体的な理由については何ら記載されていないことが認められた。このような理由付記は、法及び行政手続法の趣旨に照らして十分なものとは認められず、原処分は、理由付記に不備のある不適法な処分としてその取消しを免れ得ない。

3 利用制限に係る異議申立てについて

上記のとおり、当委員会は、理由付記の不備を理由として原処分は取り消されるべきものと判断する。もっとも、異議申立人は、本件対象文書の利用制限の適否についても主張しており、理由付記の不備が治癒された場合であっても、事後の手續において利用制限の適否そのものが問題となる可能性も否めない。

そこで当委員会としては、そのような場合に備え、異議申立人にとっての過度な負担を回避し、紛争の一次的解決に資するものとなることを期待して、原処分の利用制限の妥当性についても付言しておく。

4 原処分における利用制限の妥当性について

(1) 本件対象文書について

ア 本件の利用請求の対象とされた特定歴史公文書等（本件対象文書）は、以下のとおりであり、いずれも平成 20 年度に経済産業省から移管されたもので、作成から 7 年から 10 年が経過した文書であることが認められる。

① 文書 1

保安院が、平成 15 年度上期に財団法人原子力発電技術機構等に委託して実施した原子力発電検査基盤整備事業に関する報告書及びその予算執行に係る関係書類がつづられている。なお、財団法人原子力発電技術機構は、平成 20 年 3 月に解散している。

② 文書 2

保安院が、平成 13 年度に財団法人原子力発電技術機構に委託して実施した原子力発電施設等安全性実証解析（安全性実証事故評価）事業の委託契約書、確認書、委託金概算・精算払請求書、実績報告書等がつづられている。

③ 文書 3

社団法人火力原子力発電技術協会が通商産業大臣（当時）から原子力発電所運転責任者の資格認定機関として指定されて実施した認定業務に係る平成 12 年度分の実績報告書、収支決算報告書等であり、認

定に関する規程改正の検討資料、資格認定に係る講習及び口頭試験の結果報告、試験委員の講師派遣依頼、運転責任者功労賞受賞者表彰式関係資料、通常総会資料等がつづられている。

イ 諮問庁は、これら本件対象文書に記録された情報のうち、別表に掲げる個人に関する情報及び法人に関する情報について、利用制限をすることは妥当としているが、異議申立人は、それらの情報は利用制限事由に当たらない旨主張しているので、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、諮問庁が利用制限をすることとしている情報の利用制限事由該当性について検討する。その検討に当たっては、法第16条第2項に規定する時の経過も考慮する。

(2) 個人に関する情報に係る利用制限について

諮問庁は、個人の氏名等が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当する旨説明している。

法第16条第1項第1号イは、利用請求のあった特定歴史公文書等の利用を制限する事由として、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第5条第1号に掲げる情報が記録されている場合と規定しているので、以下、諮問庁が、法第16条第1項第1号イに該当することとしている各部分に記録されている情報について、情報公開法第5条第1号該当性を検討する。

ア 財団法人の職員の氏名、所属、メールアドレス、電話番号、FAX番号及び印影

(ア) 職員の氏名

諮問庁は、文書1のNo.1、文書2のNo.24、No.29ないしNo.34、No.36及びNo.37の財団法人の職員の氏名が記録されている部分が、法第16条第1項第1号イに該当することとしている。

当委員会において文書1及び文書2を見分した結果、該当部分に記録されているのは、いずれも財団法人の職員の氏名であると認められる。

これらは、情報公開法第5条第1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの（同号ただし書口）とする特段の事情は存しないし、また、財団法人の職員は、同号ただし書ハに規定する公務員等とも認められない。

そこで、これら氏名の情報公開法第5条第1号ただし書イ該当性について検討する。

氏名が記録されている者は、文書2のNo.36に記録されている後述の

者以外は、氏名を登記することとされている役員等には当たらない一般の職員であり、これらの氏名については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとする特段の事情は存しない。

また、文書2のNo.36には、一般職員の他に原子力発電情報高度化実施委員会の委員長及び同分科会の主査の氏名が記録されているが、諮問庁からの口頭説明によると、当該委員会及び分科会は法令等に基づく公式の委員会ではなく、財団法人が保安院からの委託事業を実施するために自主的に設けた任意のものに過ぎないとのことであり、そのような委員会の性格からすれば、その委員長及び主査の氏名は法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えず、情報公開法第5条第1号ただし書イには該当しない。また、諮問庁によれば、財団法人の広報紙、事業概要、ウェブサイト等も調査したが、当該委員長及び主査の氏名が公にされているものは確認されなかったとのことであった。

よって、これら職員の氏名は、いずれも情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められる。

したがって、文書1のNo.1、文書2のNo.24、No.29ないしNo.34、No.36及びNo.37の財団法人の職員の氏名が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当である。

(イ) 所属

諮問庁は、文書1のNo.1においては、財団法人の職員の氏名とともにその所属課室名が記録されている部分も、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

当委員会において文書1を見分した結果、所属課室名は、肩書とは別に当該者が所属する部署として記録されているに過ぎず、すでに当該財団法人が解散していることを踏まえると、その所属課室名から特定の個人（職員）を識別することができるとまでは認められず、情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するとは認められない。

したがって、文書1のNo.1の職員の所属課室名が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当せず、利用に供すべきである。

(ウ) メールアドレス

諮問庁は、文書1のNo.1の財団法人の職員のメールアドレスが記録されている部分が、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

当委員会において文書1を見分した結果、当該メールアドレスは、

それを使用する職員に割り振られたものであって、当該職員を識別できるものと認められ、上記（ア）の氏名と同様に、情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められる。

したがって、文書1のNo.1の財団法人の職員のメールアドレスが記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当である。

（エ）電話番号及びFAX番号

諮問庁は、文書1のNo.1及び文書2のNo.30の電話番号及びFAX番号が記録されている部分が、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

当委員会において文書1及び文書2を見分した結果、当該番号が必ずしも職員個人に割り当てられたものとは認められず、諮問庁から口頭説明を聴取した際に確認したところ、諮問庁で再確認した結果、複数の者で同じ番号が記録されているものがあることなどから、課又は係単位で使用していたものと推測されるとのことであった。

そうすると、当該番号は、これを使用していた法人が既に解散していることも考え合わせると、これにより特定の個人（職員）を識別することができるまでは認められず、情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するとは認められない。

したがって、文書1のNo.1及び文書2のNo.30の職員の電話番号及びFAX番号が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当せず、利用に供すべきである。

（オ）職員の印影

諮問庁は、文書2のNo.31、文書3のNo.1、No.5、No.8、No.9及びNo.19ないしNo.21の法人職員の印影が記録されている部分が、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

当委員会において文書2及び文書3を見分した結果、当該職員の印影は、それを使用する職員が識別できるものと認められ、上記（ア）の氏名と同様に、情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められる。

したがって、文書2のNo.31、文書3のNo.1、No.5、No.8、No.9及びNo.19ないしNo.21の職員の印影が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当である。

イ 講習用テキスト原稿料受領者の現住所及び氏名

諮問庁は、文書3のNo.22の運転責任者講習用テキストの原稿料を受け取った者の現住所及び氏名が記録されている部分が、法第16条第1項第1

号イに該当するとしている。

当委員会で文書3を見分した結果、当該部分には、社団法人が保安院からの委託事業において使用する講習用テキストの原稿料について、これを受け取った者の現住所、氏名及び当該者への支払額等が一覧表にして記録されていることが認められ、当該支払額等に係る部分は利用に供することとされている。なお、これら受領者の肩書等は記録されておらず、諮問庁も口頭説明においてその属性等は確認できなかったとしている。

これら現住所及び氏名は、原稿料の受領者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（情報公開法第5条第1号本文前段）と認められ、これを公にし、又は公にすることを予定した法令の規定又は慣行があるもの（情報公開法第5条第1号ただし書イ）とは認められず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるもの（同号ただし書ロ）とも認められない。

また、当委員会における調査及び文書の見分の結果からは、これら原稿料の受領は、公務員等がその職務の遂行として行ったもの（情報公開法第5条第1号ただし書ハ）とする特段の事情も認められない。

したがって、文書3のNo.22の運転責任者講習用テキストの原稿料受領者の現住所及び氏名は、情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当である。

ウ 原子力発電所運転責任者功労賞受賞者の氏名等

諮問庁は、文書3のNo.23ないしNo.26の原子力発電所運転責任者功労賞受賞者の役職及び氏名並びに文書3のNo.23のその表彰式の出席者の氏名が記録されている部分が、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

(ア) 受賞者の役職及び氏名

当委員会において確認したところ、原子力発電所運転責任者功労賞とは、実用発電用原子炉の運転を行う際に必要とされる原子力発電所運転責任者の資格が認定された者のうち一定の条件を満たした者で、所属事業所長の推薦のあった者から受賞者が決定され、原子力発電所の安全運転に貢献した労に報いる等を目的として、社団法人の会長及び同法人の試験委員会委員長の連名で表彰状と記念品等が贈られるものとのことである。

当委員会において文書3を見分したところ、No.23及びNo.24には平成12年度と同賞の受賞者の会社名、所属、役職及び氏名が、No.25及びNo.26には受賞者の名字のみが記録されており、利用制限をするとし

ている部分は、そのうちの役職及び氏名（名字のみの記載を含む。）が記録された部分であると認められる。

これらは、受賞者個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(情報公開法第5条第1号本文前段)と認められ、これらを人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である（同号ただし書口）とする特段の事情があるとも認められず、受賞者は民間会社の社員であることから同号ただし書ハに規定する公務員等とも認められない。

続いて、これら情報の情報公開法第5条第1号ただし書イ該当性について検討する。

当委員会が諮問庁口頭説明において確認したところ、当該賞の受賞者の氏名等については、平成10年1月の業界向け広報誌に掲載されていたことが確認されたものの、それ以降は掲載されていないとしており、また、現在は、原子力発電所運転責任者制度の改正に伴い、同法人による表彰制度はなくなっており、これに類する表彰等が行われているかどうかについては確認できなかったとしている。

このような状況からすると、現状では、当該受賞者の氏名は公にされ、又は公にすることが予定されている情報とまで言うことはできず、これを公にすることを予定した法令の規定又は慣行があるとも認められない。

したがって、文書3のNo.23 ないしNo.26 の原子力発電所運転責任者功労賞受賞者の氏名は、情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当である。

なお、利用制限をするとしている文書3のNo.24 に記録された役職については、同じ情報が文書3のNo.23 において利用に供されており、No.24 のみ利用制限をする特段の理由が存するとは認められないので、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当せず、利用に供すべきである。

(イ) 表彰式出席者の氏名

文書3のNo.23 の表彰式の出席者については、資源エネルギー庁の職員、社団法人の運営委員会の職員及び一般出席者の所属(団体名等)、肩書及び氏名が記録されており、このうち、一般出席者の一部の者の氏名が記録されている部分のみ利用制限をするとしている。

当委員会において文書3を見分したところ、当該部分に記録された者は、電気事業関連等の団体職員等であり、役員として登記簿上公に

された者ではないと認められる。

そうすると、該当する者の氏名は、表彰式出席者個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（情報公開法第5条第1号本文前段）と認められ、これを公にし、又は公にすることを予定した法令の規定又は慣行があるもの（同号ただし書イ）とは認められず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である（同号ただし書ロ）とする特段の事情があるとも認められず、また、団体職員等であることから同号ただし書ハに規定する公務員等とも認められない。

したがって、文書3のNo.23の一般出席者の氏名は、情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当である。

エ 社団法人会長の略歴書

諮問庁は、文書3のNo.27の社団法人会長の略歴書のうち、生年月日、本籍地、現住所、印鑑登録住所、最終学歴及び取締役就任以前の職歴が記録されている部分が、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

これに対し、異議申立人は、社団法人会長の最終学歴及び職歴は、公益的な法人の長の信頼性、適正性を示すものとして、公にすることが予定されている情報に該当し、利用制限事由に当たらないと主張している。

(ア) 生年月日、本籍地、現住所、印鑑登録住所及び最終学歴

生年月日、本籍地、印鑑登録住所及び最終学歴については、氏名と一体として情報公開法第5条第1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるもの（同号ただし書ロ）とは認められず、また、社団法人の会長は、同号ただし書ハに規定する公務員等でもない。さらに、公益法人の会長であるからといって、その生年月日等を公にし、又は公にすることを予定するとした法令の規定又は慣行があるとも認められない。

したがって、会長の生年月日、本籍地、印鑑登録住所及び最終学歴は、情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められ、これらが記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当である。

一方、当委員会において当該社団法人の定款を確認した結果、当該定款において会長は理事会を代表することとされており、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第301条第2項において、代表理事の氏名及び住所は、一般社団法人の設立登記事項とされていることから、

代表理事としての会長の現住所は、情報公開法第5条第1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当し、同号に掲げる情報に該当するとは認められない。

したがって、会長の現住所が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当せず、利用に供すべきである。

(イ) 職歴

諮問庁は、会長の職歴のうち、取締役以降の部分については、登記簿上公にされている情報であるとして利用に供することとしているが、それ以前の部分については、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

当委員会において文書3を見分した結果、利用制限をすることとしている職歴部分には、就職から取締役に就任するまでの年月、会社名、肩書等が記録されていることが認められる。

このうち、会社の支配人として就任したことの記録が認められるが、会社の支配人は、商業登記法第44条においてその氏名及び住所を会社の登記簿に登記することとされており、会社の支配人に就任したという履歴は、登記簿上公にされた情報と認められるので、情報公開法第5条第1号ただし書イに該当し、同号に掲げる情報に該当するとは認められない。

したがって、会社の支配人に就任したという履歴の記録部分については、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当せず、利用に供すべきである。

その余の履歴については、これらを公にし、又は公にすることを予定するとした法令の規定又は慣行があるもの（情報公開法第5条第1号ただし書イ）とは認められず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるもの（同号ただし書ロ）とも認められず、また、社団法人の会長は、同号ただし書ハに規定する公務員等でもないことから、同号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当である。

オ 独立行政法人の職員の氏名等

(ア) 独立行政法人の職員の氏名

諮問庁は、文書1のNo.1の独立行政法人の職員の氏名が記録されている部分が、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

これに対し、異議申立人は、独立行政法人の職員は、民間人ではなく公務員に準ずるものとして扱われるべきであるから、その氏名は利

用制限事由に当たらないと主張する。

独立行政法人の職員の氏名は、情報公開法第5条第1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるもの（同号ただし書ロ）とは認められない。

そこで、情報公開法第5条第1号ただし書イ及びハについて検討する。

公務員の氏名については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）において、「各行政機関は、その所属する職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする。」とされ、独立行政法人等の職員の氏名の取扱いにおいてもこれに準じて行うことが望ましいとされているが、現状は、各独立行政法人等において幹部職員等一定の範囲の職員についてのみ公にすることを慣行としているケースが多い。

諮問庁の説明によれば、文書1のNo.1に記録された独立行政法人においては、国立印刷局編職員録に掲載されているグループ長（課長相当職）以上の職員の氏名について公にすることとしている（いわゆる職員録基準を採用している）とのことであり、当委員会において文書1を見分するとともに事務局職員をして国立印刷局編職員録を確認させたところ、文書1のNo.1に記録された職員はグループ長未満の職の者であって、当該職員録にも掲載されていないことが認められた。

これらのことから、文書1のNo.1の独立行政法人職員の氏名は、公務員等の職務の遂行に係る情報に関して、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えず、情報公開法第5条第1号ただし書イ及びハに該当するとは認められない。

したがって、文書1のNo.1の独立行政法人の職員の氏名は、情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当である。

（イ）電話番号及びFAX番号

諮問庁は、文書1のNo.1の独立行政法人の職員の電話番号及びFAX番号が記録されている部分が、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

当委員会において文書1を見分した結果、記録されている電話番号及びFAX番号は、必ずしも職員個人に割り当てられたものとは認められず、当委員会の事務局職員に確認させたところ、FAX番号は国立印

刷局編職員録に記載されたものであることが判明し、電話番号についても、諮問庁が再検討した結果、課又は係単位で使用しているものと考えられるとしている。

そうすると、当該番号は、これにより特定の個人（職員）を識別することができるもまでは認められず、情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するとは認められない。

したがって、文書1のNo.1の独立行政法人の職員の電話番号及びFAX番号が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当せず、利用に供すべきである。

(ウ) メールアドレス

諮問庁は、文書1のNo.1の独立行政法人の職員のメールアドレスが記録されている部分が、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

当委員会において文書1を見分した結果、当該メールアドレスは、それを使用する職員に割り振られたもので、当該職員を識別できるものと認められ、上記（ア）の氏名と同様に、情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められる。

したがって、文書1のNo.1の独立行政法人の職員のメールアドレスが記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当である。

カ 公務員のメールアドレス及び内線番号

諮問庁は、文書1のNo.2ないしNo.5の資源エネルギー庁職員のメールアドレス及び内線番号（PHS）が記録されている部分が、法第16条第1項第1号イに該当するとしている。

当委員会において、文書1を見分したところ、当該メールアドレス及び内線番号（PHS）はいずれも職務遂行に使用するために職員個人に割り当てられたものであることが認められる。

諮問庁の口頭説明によると、これらは現在も使用されているとのことであり、情報公開法第5条第1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

これらは所属する課室等のメールアドレスや代表電話番号等とは異なり、個々の職員が連絡等に係る相手方等に必要に応じて示されるものであって、関係者以外には分からないような取扱いがされており、一般に公にされ、又は公にすることが予定されているもの（情報公開法第5条第1号ただし書イ）とは認められない。また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるもの（同号ただし書ロ）とする特段の事情も存せず、職務の内容に係るもの（同号ただし書

ハ) に該当するものとも認められない。

したがって、文書 1 のNo.2ないしNo.5の資源エネルギー庁職員のメールアドレス及び内線番号 (PHS) は、情報公開法第 5 条第 1 号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記録されている部分は、法第 16 条第 1 項第 1 号イの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当である。

キ 公務員の等級

諮問庁は、文書 3 のNo.12、No.13 及びNo.16 において当時の資源エネルギー庁の担当職員の等級が記録されている部分が、法第 16 条第 1 項第 1 号イに該当するとしている。

公務員の俸給表の等級は、当該公務員個人に関する情報であって、氏名と一体として、特定の個人を識別することができる情報 (情報公開法第 5 条第 1 号本文前段) であると認められる。

当該等級は、当該職員の俸給に関する情報であり、職務の遂行に関連する情報ではあっても、職務遂行の内容に係るもの (情報公開法第 5 条第 1 号ただし書ハ) とは言えず、これを公にし、又は公にすることを予定した法令の規定又は慣行があるもの (同号ただし書イ) とも認められない。また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要なもの (同号ただし書ロ) とも認められない。

異議申立人は、当該等級は平成 12 年当時のものであり、これが公になっても時の経過を考慮すれば、個人の権利利益侵害性は低いため、利用制限事由に当たらない旨主張するが、公務員とはいえ特定の個人の俸給に関する情報について、10 年の経過をもって、公にすることにより当該個人の権利利益を侵害するおそれがないとまでは言い切れず、また、現状においてこれを公にすることが予定されたものとする慣行があるとも認められない。

したがって、公務員の等級は、情報公開法第 5 条第 1 号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記録されている部分は、法第 16 条第 1 項第 1 号イの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当である。

ク 試験委員 (公務員) の略歴書

文書 3 のNo.17 は、原子力発電所運転責任者の認定に係る試験委員に委嘱された公務員の略歴書であり、諮問庁は、当該公務員の氏名は利用に供するとしているが、生年月日、本籍地、最終学歴及び職歴が記録された部分が、法第 16 条第 1 項第 1 号イに該当するとしている。

これに対し、異議申立人は、試験委員の最終学歴及び職歴は、試験委員としてふさわしいものであるかどうかを判断するために不可欠であ

り、公務員の職務に関連する情報であって、利用制限事由に当たらないと主張している。

(ア) 生年月日、本籍地及び最終学歴

生年月日、本籍地及び最終学歴は、当該公務員個人に関する情報であって、氏名と一体として、特定の個人を識別することができる情報（情報公開法第5条第1号本文前段）であると認められる。

公務員の生年月日や最終学歴等については、「国の行政機関における幹部公務員の略歴の公表の在り方について（通知）」（平成19年5月22日付け総管情第63号総務省行政管理局長通知）において、「国の政策の企画・立案や実施等、行政の適正・公正な遂行に対する国民の信頼を得るためには、行政事務の遂行に当たって大きな責任を担っている幹部公務員がどのような者であるかを国民に対して明らかにすることは重要である。」として、本府省課長相当職（内部部局及び外部部局の政令職、地方支分部局（ブロック機関に限る。）の長並びに各府省においてこれに相当すると認める職）以上の者にあつては、その氏名、生年月日、出身地（原則として、本籍地の属する都道府県名）、最終学歴、採用試験の種類及び区分等を公表することとされている。

このことを踏まえると、当該通知に言う幹部公務員にあつては、その生年月日、本籍地及び最終学歴は、慣行として公にすることが予定された情報ということができ、一方、当該幹部公務員以外の者については、このような情報まで公にすることは予定されていないものと認められる。

当委員会において文書3を見分した結果、文書3のNo.17に記録された公務員は、当該通知に言う幹部公務員に該当しないものと認められ、試験委員に委嘱された者であることをもって、その生年月日、本籍地及び最終学歴が、公にすることが予定されたもの（情報公開法第5条第1号ただし書イ）に該当するとは認められず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要なもの（同号ただし書ロ）とも認められない。また、これらが公務員の職務の遂行の内容（同号ただし書ハ）に該当するとも認められない。

したがって、文書3のNo.17の公務員の生年月日、本籍地及び最終学歴は、情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当である。

(イ) 公務員としての職歴

一方、当該公務員の採用から現在までの職歴（発令年月、所属及び職）は、公務員としての職務の遂行の内容に該当するものと認められ、

これを公にすることによる特段の支障が存するとは認められないことから、情報公開法第5条第1号ただし書ハに該当し、同号に掲げる情報に該当するとは認められない。

したがって、文書3のNo.17の公務員としての職歴が記録されている部分は、法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当せず、利用に供すべきである。

(3) 法人等に関する情報に係る利用制限について

諮問庁は、法人の取引銀行口座番号及び印影が記録されている部分が、法第16条第1項第1号ロの利用制限事由に該当する旨説明している。

法第16条第1項第1号ロは、利用制限事由として情報公開法第5条第2号に掲げる情報（法人等に関する情報）又は第6号イ（監査・検査等情報）若しくはホ（国等の企業経営情報）が記録されている場合と規定しており、諮問庁は、このうちの法人等に関する情報の該当性を説明していると認められるので、以下、諮問庁が、法第16条第1項第1号ロに該当するとしている各部分の情報について、情報公開法第5条第2号該当性を検討する。

ア 財団法人の取引銀行口座番号

諮問庁は、文書1のNo.6 ないしNo.8、文書2のNo.1、No.4、No.5、No.7、No.17 ないしNo.22 及びNo.25 ないしNo.28 の財団法人の取引銀行口座番号（銀行名及び口座番号）が記録されている部分が、法第16条第1項第1号ロの利用制限事由に該当するとしている。

一般に、法人の取引銀行口座番号等の金融情報については、それらが公開されることによって第三者に悪用されるなどの損害を被るおそれがないとは言えないし、法人としては、内部管理情報として内密にしておく必要があるものと認められる。このような情報について、法人は、その開示の可否及びその範囲について自ら決定することができる正当な利益、および、自己の意思によらずみだりに開示、公表されない利益を有しているものと考えられる。この点に関し、異議申立人は、取引銀行の口座番号は、当該財団法人が行政機関に限らず支払いを受けるために通常に提供しているもののはずであり、利用させることによる法人の正当な利益の侵害はない旨主張するが、国民一般から義捐金を募集するような場合などはともかく、通常、法人等が業務関係の入金等のために取引銀行口座番号を提供する相手は取引先等必要な者に限られるのであって、その相手方が多岐に渡る場合があるとしても、一般には、不特定多数の者に対して公にすることまでを想定しているものとは認められない。

もっとも、本件においては、当該財団法人は既に解散していることか

ら、当該銀行口座番号が公になったとしても、そのことにより損害を被るおそれのある主体は存在していない状態にあるものといえる。

したがって、文書1のNo.6ないしNo.8、文書2のNo.1、No.4、No.5、No.7、No.17ないしNo.22及びNo.25ないしNo.28の取引銀行口座番号は、これを公にすることにより、当該財団法人に係る法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（情報公開法第5条第2号）に該当するとは認められず、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号ロの利用制限事由に該当せず、利用に供すべきである。

イ 法人の印影

（ア）社団法人の印影

諮問庁は、文書3のNo.2ないしNo.4、No.6、No.7、No.10、No.11、No.13ないしNo.15、No.18及びNo.28の社団法人会長の印影が記録されている部分が、法第16条第1項第1号ロに該当するとしている。

当委員会で文書3を見分した結果、いずれの印影も、当該押印された文書が当該法人の会長の行為として真正であることを示す認証的機能を有する性質のものであって、それにふさわしい形状のものであると認められる。

当該印影は、当該法人の社会活動において重要な役割を果たしているものであり、これが公にされると、偽造等によって当該協会会長としての認証的機能が侵害され、当該法人に財産的損害等を及ぼすおそれがあることを否定することはできない。

したがって、文書3のNo.2ないしNo.4、No.6、No.7、No.10、No.11、No.13ないしNo.15、No.18及びNo.28の社団法人会長の印影は、情報公開法第5条第2号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号ロの利用制限事由に該当し、利用制限をすることは妥当である。

（イ）財団法人の印影

諮問庁は、文書1のNo.6、No.9ないしNo.16、文書2のNo.1ないしNo.4、No.6、No.8ないしNo.17、No.19、No.20、No.22、No.23、No.25、No.26、No.28、No.35及びNo.38の財団法人理事長の印影が記録されている部分が、法第16条第1項第1号ロに該当するとしている。

当委員会で文書1及び文書2を見分した結果、いずれの印影も、当該押印された文書が当該法人の理事長の行為として真正であることを示す認証的機能を有する性質のものであって、それにふさわしい形状のものであると認められる。

当該印影も、上記（ア）と同様に、当該法人の社会活動において重要な役割を果たしていたものと認められるが、当該財団法人は既に解

散しており、当該印影の情報が公になったとしても、そのことにより損害を被るおそれのある主体は存在していない状態にあるものといえる。

したがって、文書1のNo.6、No.9ないしNo.16、文書2のNo.1ないしNo.4、No.6、No.8ないしNo.17、No.19、No.20、No.22、No.23、No.25、No.26、No.28、No.35及びNo.38の財団法人理事長の印影は、情報公開法第5条第2号に掲げる情報に該当するとは認められず、当該情報が記録されている部分は、法第16条第1項第1号ロの利用制限事由に該当せず、利用に供すべきである。

5 原処分の妥当性について

以上、2において述べたとおり、本件対象文書の利用請求に対し、その一部を法第16条第1項第1号イ及びロに該当するとして利用制限をすることとした原処分については、理由付記の不備を理由として、諮問庁において、これを取り消すべきであると判断する。

また、4において述べたとおり、原処分における利用制限の適否については、別紙に掲げる部分以外の部分については、法第16条第1項第1号イ又はロに該当すると認められることから妥当であるが、別紙に掲げる部分については、同号イ及びロに該当するとは認められないことから、利用に供することが相当であると判断するので、その旨付言する。

処分庁においては、改めて行う利用決定に当たり、上記利用制限に係る当委員会の判断を参酌されることを望むものである。

(公文書管理委員会特定歴史公文書等不服審査分科会)

分科会長 三宅 弘、委員 加藤 陽子、委員 野口 貴公美

(別表) 原処分において利用制限をなしている情報とその理由

1 文書 1

No.	利用を制限するとして文書の件名等(箇所)	理 由
1	財団法人原子力発電技術機構、独立行政法人原子力安全基盤機構職員の名刺 (職員の所属、氏名、メールアドレス、電話番号、FAX 番号)	法人職員の氏名等は個人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号イ)
2	平成 15 年度決算見込額調 (第 3 次) の作成依頼 (経済産業省職員のメールアドレス)	職員のメールアドレスは個人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号イ)
3	平成 15 年度第 3 次決算見込額調について作成依頼 (資源エネルギー庁職員の内線 (PHS) 番号及びメールアドレス)	内線 (PHS) 番号及びメールアドレスは個人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号イ)
4	平成 15 年度決算見込額調べ (3 次) (原子力発電検査課職員の内線 (PHS) 番号)	内線 (PHS) 番号は個人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号イ)
5	平成 15 年度決算見込額調べ (2 次) (原子力発電検査課職員の内線 (PHS) 番号)	内線 (PHS) 番号は個人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号イ)
6	平成 15 年度原子力発電検査基盤整備委託金精算払請求書 (財団法人の印影及び取引銀行口座番号)	財団法人の印影及び口座番号は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
7	支払依頼書 (財団法人の取引銀行口座番号)	財団法人の口座番号は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
8	支出負担行為依頼書 (財団法人の取引銀行口座番号)	財団法人の口座番号は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
9	平成 15 年度原子力発電検査基盤整備実施報告書 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
10	平成 15 年度原子力発電検査基盤整備に関する委託契約書 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)

11	平成 15 年度原子力発電検査基盤整備印刷物基準実施報告書 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
12	平成 15 年度原子力発電検査基盤整備に関する委託契約書 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
13	平成 15 年度原子力発電検査基盤整備事業報告書 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
14	平成 15 年度原子力発電検査基盤整備に関する委託契約書 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
15	平成 15 年度原子力発電検査基盤整備に関する委託契約書 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
16	委託事業に伴う知的所有権の扱いに関する確認書 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)

2 文書 2

No.	利用を制限するとした文書の件名等 (箇所)	理 由
1	平成 13 年度原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) 委託金精算払請求金 (財団法人の印影及び取引銀行口座番号)	財団法人の印影及び口座番号は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
2	平成 13 年度原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) 事業報告書 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
3	納入印刷物調達報告書 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
4	平成 13 年度原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) 委託金精算払請求書 (財団法人の印影及び取引銀行口座番号)	財団法人の印影及び口座番号は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
5	支出依頼書 (財団法人の取引銀行口座番号)	財団法人の口座番号は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)

6	納入印刷物調達報告書 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に 該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
7	支出負担行為依頼書 (財団法人の取引銀行口座番号)	財団法人の口座番号は法人情 報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
8	平成 13 年度原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) 実績報告書 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に 該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
9	平成 13 年度原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) に関する委託契約書 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に 該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
10	実施計画書の別紙 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に 該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
11	平成 13 年度原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) に関する委託契約の一部 を変更する契約書 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に 該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
12	平成 13 年度原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) に関する委託契約の一部 を変更する契約書 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に 該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
13	平成 13 年度原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) 計画変更承認申請書 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に 該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
14	平成 13 年度原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) に関する委託契約書 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に 該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
15	平成 13 年度原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) に関する委託契約書 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に 該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
16	平成 13 年度原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) 実施計画書の別紙 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に 該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)

17	平成 13 年度原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) 委託金概算払請求書 (財団法人の印影及び取引銀行口座番号)	財団法人の印影及び口座番号 は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
18	支出依頼書 (財団法人の取引銀行口座番号)	財団法人の口座番号は法人情 報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
19	平成 13 年度原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) 委託金概算払請求書 (財団法人の印影及び取引銀行口座番号)	財団法人の印影及び口座番号 は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
20	平成 13 年度原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) 委託金概算払請求書 (財団法人の印影及び取引銀行口座番号)	財団法人の印影及び口座番号 は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
21	支出依頼書 (財団法人の取引銀行口座番号)	財団法人の口座番号は法人情 報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
22	平成 13 年度原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) 委託金概算払請求書 (財団法人の印影及び取引銀行口座番号)	財団法人の印影及び口座番号 は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
23	委託事業に伴う知的所有権の扱いに関する確認 書 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に 該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
24	平成 13 年度安全性実証事故評価積算根拠 (人件費に係る財団法人職員の氏名)	財団法人職員の氏名は個人情 報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号イ)
25	平成 13 年度原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) 委託金概算払請求書 (財団法人の印影及び取引銀行口座番号)	財団法人の印影及び口座番号 は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
26	平成 13 年度原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) 委託金概算払請求書 (財団法人の印影及び取引銀行口座番号)	財団法人の印影及び口座番号 は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
27	支出依頼書 (財団法人の取引銀行口座番号)	財団法人の口座番号は法人情 報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
28	平成 13 年度原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) 委託金概算払請求書 (財団法人の印影及び取引銀行口座番号)	財団法人の印影及び口座番号 は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)

29	平成 13 年度安全性実証事故評価積算根拠 (人件費に係る財団法人職員の氏名)	財団法人職員の氏名は個人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号イ)
30	FAX 送信表 (財団法人職員の氏名、電話番号及び FAX 番号)	財団法人職員の氏名、電話番号、FAX 番号は個人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号イ)
31	平成 13 年度委託事業に関する御見積について (財団法人職員の氏名及び印影)	財団法人職員の氏名及び印影は個人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号イ)
32	平成 13 年度安全性実証事故評価積算根拠 (人件費に係る財団法人職員の氏名)	財団法人職員の氏名は個人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号イ)
33	平成 13 年度安全性実証事故評価積算根拠 (人件費に係る財団法人職員の氏名)	財団法人職員の氏名は個人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号イ)
34	平成 13 年度安全性実証事故評価積算根拠 (人件費に係る財団法人職員の氏名)	財団法人職員の氏名は個人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号イ)
35	平成 12 年度実用原子力発電施設安全性実証解析 (安全性実証事故評価) 実績報告書 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)
36	安全情報研究センター組織図 (財団法人職員の氏名)	財団法人職員の氏名は個人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号イ)
37	(財) 日本エネルギー経済研究所 (IEE) への調査請負について (財団法人職員の氏名)	財団法人職員の氏名は個人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号イ)
38	平成 13 年度原子力発電施設等安全性実証解析 (安全性実証事故評価) に関する委託契約の一部を変更する契約書 (財団法人の印影)	財団法人の印影は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)

3 文書 3

No.	利用を制限するとした文書の件名等（箇所）	理 由
1	平成 12 年度第 3 回原子力発電所運転責任者資格認定のための講習と口頭試験の結果について （社団法人職員の印影（個人印））	社団法人職員の印影は個人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号イ）
2	原子力発電所運転責任者認定制度の講習に関する講師派遣の依頼について （社団法人の印影）	社団法人の印影は法人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号ロ）
3	原子力発電所運転責任者認定制度に関わる試験委員会への委員出席依頼について （社団法人の印影）	社団法人の印影は法人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号ロ）
4	原子力発電所運転責任者認定制度の講習に関する講師派遣の変更について （社団法人の印影）	社団法人の印影は法人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号ロ）
5	平成 12 年度第 1 回原子力発電所運転責任者資格認定のための講習と口頭試験の結果について （社団法人職員の印影（個人印））	社団法人職員の印影は個人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号イ）
6	原子力発電所運転責任者認定制度に関わる試験委員会への委員出席依頼について （社団法人の印影）	社団法人の印影は法人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号ロ）
7	原子力発電所運転責任者認定制度の講習に関する講師派遣の依頼について （社団法人の印影）	社団法人の印影は法人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号ロ）
8	平成 11 年度第 4 回原子力発電所運転責任者資格認定のための講習と口頭試験の結果について （社団法人職員の印影（個人印））	社団法人職員の印影は個人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号イ）
9	平成 11 年度第 3 回原子力発電所運転責任者資格認定のための講習と口頭試験の結果について （社団法人職員の印影（個人印））	社団法人職員の印影は個人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号イ）
10	原子力発電所運転責任者認定制度の講習に関する講師派遣変更依頼について （社団法人の印影）	社団法人の印影は法人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号ロ）
11	原子力発電所運転責任者認定制度の講習に関する講師派遣の依頼について （社団法人の印影）	社団法人の印影は法人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号ロ）

12	原子力発電所運転責任者認定制度の講習に関する講師派遣の依頼について（回答） （公務員の等級）	公務員の等級は個人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号イ）
13	原子力発電所運転責任者認定制度に関わる試験委員会への委員出席依頼について （社団法人の印影、公務員の等級）	公務員の等級は個人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号イ） 社団法人の印影は法人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号ロ）
14	委嘱状（原子力発電所運転責任者認定制度運営検討委員会委員） （社団法人の印影）	社団法人の印影は法人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号ロ）
15	委嘱状（原子力発電所運転責任者認定制度試験委員会委員） （社団法人の印影）	社団法人の印影は法人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号ロ）
16	原子力発電所運転責任者認定制度に係る運営検討委員会及び試験委員会の委員委嘱について （回答） （公務員の等級）	公務員の等級は個人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号イ）
17	試験委員の略歴書 （資源エネルギー庁職員）の生年月日、本籍地、最終学歴及び職歴）	生年月日、本籍地、最終学歴及び職歴は個人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号イ）
18	原子力発電所運転責任者認定制度の運営検討委員会と試験委員会の委員就任のお願いについて （社団法人の印影）	社団法人の印影は法人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号ロ）
19	平成 11 年度第 2 回原子力発電所運転責任者資格認定のための講習と口頭試験の結果について （社団法人職員の印影（個人印））	社団法人職員の印影は個人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号イ）
20	平成 10 年度第 2 回原子力発電所運転責任者資格認定のための講習と口頭試験の結果について （社団法人職員の印影（個人印））	社団法人職員の印影は個人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号イ）
21	平成 10 年度第 1 回原子力発電所運転責任者資格認定のための講習と口頭試験の結果について （社団法人職員の印影（個人印））	社団法人職員の印影は個人情報に該当するため （法第 16 条第 1 項第 1 号イ）

22	運転責任者講習用テキスト原稿料 (原稿料受領者の現住所及び氏名)	原稿料受領者の現住所及び氏名は個人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号イ)
23	原子力発電所運転者功労賞表彰式名簿 (公務員、運営検討委員以外の表彰式出席者の氏名及び受賞者の氏名)	表彰式出席者(民間人)及び受賞者(民間人)の氏名は個人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号イ)
24	平成 12 年度原子力発電所運転責任者功労賞受賞者名簿 (受賞者の役職及び氏名)	受賞者(民間人)の役職及び氏名は個人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号イ)
25	原子力発電所運転責任者功労賞表彰式席次表 (受賞者の氏名)	受賞者(民間人)氏名は個人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号イ)
26	原子力発電所運転責任者功労賞表彰記念撮影位置図 (受賞者の氏名)	受賞者(民間人)氏名は個人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号イ)
27	略歴書 (社団法人会長の生年月日、本籍地、現住所、印鑑登録住所、最終学歴及び職歴)	生年月日、本籍、住所、印鑑登録住所、最終学歴及び職歴は個人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号イ)
28	平成 12 年度原子力発電所運転責任者功労賞表彰式のご案内 (社団法人の印影)	社団法人の印影は法人情報に該当するため (法第 16 条第 1 項第 1 号ロ)

(別紙) 利用に供することが相当と判断する部分

(下表「文書区分」欄に掲げる本件対象文書に含まれる「利用制限箇所」欄に掲げるNo.が付された文書にあって、「利用に供すべき情報」欄に掲げる情報が記録されている部分)

文書区分	利用制限箇所	利用に供すべき情報
文書 1	1	財団法人職員の所属課室名、 財団法人の電話番号及び FAX 番号、 独立行政法人の電話番号及び FAX 番号
	6 及び 9 ないし 16	財団法人理事長の印影
	6 ないし 8	財団法人の取引銀行口座番号
文書 2	1 ないし 4、6、8 ないし 17、 19、20、22、23、25、26、 28、35 及び 38	財団法人理事長の印影
	1、4、5、7、17 ないし 22 及び 25 ないし 28	財団法人の取引銀行口座番号
	30	財団法人の電話番号及び FAX 番号
文書 3	17	履歴書の公務員としての職歴（発令年月、所属及び職）
	24	運転者功労賞受賞者の役職
	27	社団法人会長の現住所及び支配人に就任したという履歴

(注) 「利用制限箇所」欄の数字は、別表の「利用を制限するとした文書の件名等（箇所）」の「No.」である。